

横浜市消費者教育推進の方向性〈概要版〉

グローバル化、高度情報化の進展、高齢者の増加等により、消費者被害が多様化・深刻化しています。

また、消費者政策の充実及び制度の整備とともに、国より、被害に遭わない、合理的な意思決定ができる消費者であるとともに、社会の発展に積極的に関与する消費者の育成をめざすという考え・方針が示され、各自治体における消費者教育推進が促されてきています。

これらを受け、横浜市が消費者教育を総合的かつ体系的に推進するための基本的な考え方として、「横浜市消費者教育推進の方向性」を策定しました。

平成 27 年 9 月

横浜市経済局

1 「横浜市消費者教育推進の方向性」策定にあたって

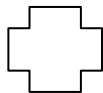
「消費者教育の推進に関する法律」の理念（平成24年12月施行）

- ①消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成
- ②主体的に消費者市民社会※の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の概念（平成25年6月閣議決定）

- ①消費者の自立を支援（被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成）
- ②消費者市民社会の形成に寄与
（よりよい市場、よりよい社会の発展に積極的に関与する消費者の育成）

①被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる自立した消費者



②よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者



消費者市民社会
の実現

学校、地域、家庭、職域の4つの対象領域、年代ごとの消費者教育

＝ライフステージに即した消費者教育が必要

※消費者市民社会…消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参画する社会（『消費者白書（平成25年度版）』）

2 横浜市の現状と本市消費者教育施策の課題

【消費者被害の現状】グローバル化、高度情報化、高齢者の増加等に伴う消費者被害の多様化・深刻化

【本市消費生活相談の状況】60歳以上の方からの消費生活相談が増加傾向

【第9次横浜市消費生活審議会報告「新たな視点での消費者教育」】

- ①合理的な意思決定を行い自ら考え自立した消費者市民となる視点
- ②消費者教育の担い手と対象を意識した取組の視点
- ③横浜らしい消費者教育推進の視点（国際都市、地域団体やNPO等との連携、消費生活推進員の活用）

【本市消費者教育施策の課題】

- 効果的な情報発信の必要性
- 横浜市消費生活推進員制度の有効活用
- 高齢者・障害者等、消費者被害に遭いやすい方への情報提供の必要性
- 「消費者市民社会」形成に資する視点を盛り込んだ消費者教育の整理、事業推進の必要性
- 「消費者市民社会形成」に資する視点による担い手との連携、協働の必要性

3 横浜市消費者教育の方向性

【方向性1】効果的な情報発信の強化

- (1) 様々な媒体、機会を利用した
- ・横浜市消費生活総合センターの周知
 - ・消費者教育・啓発となる情報の確実な伝達
 - ・「消費者市民社会の形成」という理念の浸透
- に関する情報発信力の強化
- (2) 自ら情報にアクセスすることが困難な方への、周囲の方も含めた情報伝達についての検討、推進

【方向性2】横浜市消費生活推進員※等による地域での啓発の活性化

- (1) 段階的に学ぶ研修の充実
- (2) 刻々と変化していく消費者被害に対応した教材開発への支援
- (3) 地域団体や福祉関係団体等との調整や連携に向けた力をつける研修による地域活力実践力を持った担い手づくり
- (4) 消費者団体等との連携による地域への啓発強化

※横浜市消費生活推進員…横浜市消費生活条例第16条に基づき、市民の安全で快適な消費生活推進のために地域に根ざした自主的な活動を行う市長から委嘱された委員で、任期は2年、最長で通算3期6年活動が可能です（平成27年7月1日現在の横浜市消費生活推進員数…1,572人）。

【方向性3】高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進

- (1) 年代や障害特性を考慮した効果的な教育・啓発教材の検討
- (2) 家族や支援者などを介した啓発強化の方法等の検討、推進
- (3) 福祉部門、特別支援教育部門と連携した情報提供等の検討、推進

【方向性4】生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進

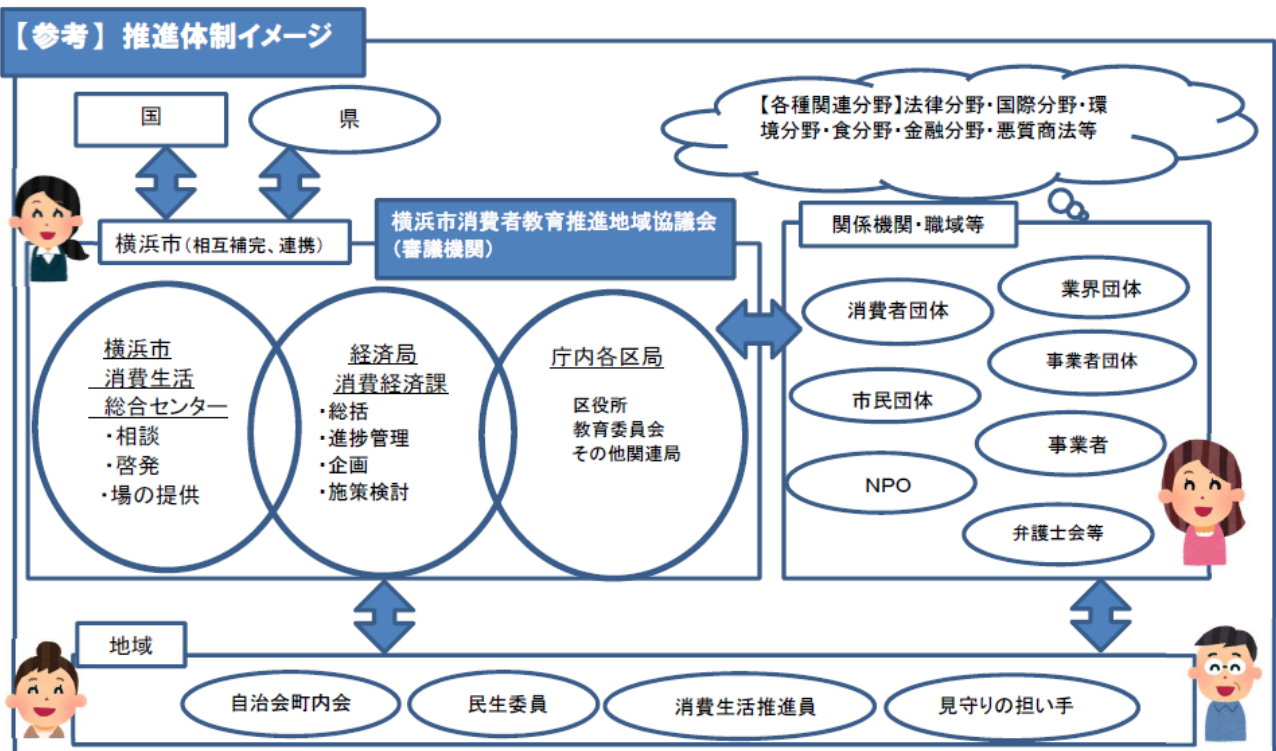
- (1) 学校等（幼児期～大学・専門学校等、支援を要する幼児・児童・生徒）
- (2) 地域社会（高齢者、障害者、若者、成人一般）
- (3) 家庭（食育等、危害・危険から身を守る、情報社会のルール等）
- (4) 職域（社員への消費者教育、社会的責任意識を高める等）
- における共に学ぶ視点を意識した消費者教育の推進

【方向性5】担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携

- (1) 学校教育における教員研修や教材開発支援
- (2) 消費者被害防止に加え、消費者市民社会形成に向けた企業や各種団体等との協働の推進
- (3) 関連分野との連携

4 推進体制

- (1) 推進の拠点（経済局・横浜市消費生活総合センター・各区の相互補完、連携による推進）
- (2) 横浜市消費者教育推進庁内連絡会議による庁内連携の促進
- (3) 横浜市消費者教育推進地域協議会（附属機関「横浜市消費生活審議会」の部会として設置）での構成員相互の情報交換、消費者教育施策への意見聴収



横浜市消費者教育推進の方向性〈概要版〉
 横浜市経済局消費経済課
 〒231-0017 横浜市中区港町1-1
 TEL 045-671-2568
 FAX 045-664-9533